

# 保育所等の継続利用に関する同意書

# 2

以下の内容についてよくお読みの上、ご署名をお願いします。

確認項目	
①	適正な保育料算定及び適正な保育の実施のため、保育支援課が次の関係部署より情報提供を受けること及び関係部署からの求めに応じ必要な情報を提供することに異議はありません。(課税課、市民課、子育て応援課、福祉課、健康づくり課及び利用施設)
②	住民票が別世帯になっている世帯の代表者から、保育料の算定にその世帯員(同一の住所になる祖父母や同居人等)の課税情報が必要になった場合、申込書類に記載した個人番号をもとに市が調査した課税資料により確認されることの同意を得ています。なお、記載した個人番号に誤りがある場合等は、関係部署の情報から正しい番号を保育支援課が確認することに異議はありません。
③	税の未申告や年末調整未済等により保育料の算定ができない場合は、必ず税の申告をします。また海外赴任による場合は、給与等の資料一式を求めに応じ提出します。
④	定められた保育料は期日内に確実に納付し、かつ特別な事情が生じ納付困難になった場合は、予め納付相談を受けるなど誠実に保育料納入の履行に努めます。
⑤	利用施設が定める「きまり」や保育時間(就労時間+送迎時間)を守ります。
⑥	入所後、提出書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに保育支援課まで届け出ます。特に、同居の家族構成や就労先の変更等、保育料算定や認定要件に関わる案件については、その事実があった時点まで遡って適用される場合があることに異議はありません。
⑦	次の事項に該当する場合は退所となることに異議はありません。 ・虚偽の内容を記載して利用申込書類等を提出した場合 ・特別の理由がなく定められた期間内に就労等せず、必要書類を提出しなかった場合 ・保護者の方が、お子さんの保育を必要とする事由がなくなった場合 ・特別の理由がなく1ヶ月以上登園しなかった場合

島田市長

令和 年 月 日

以上の内容に全て同意します。

住 所 島田市

保護者氏名  
(保護者代表)

保護者氏名  
(その他の保護者)

※裏面に未就学児の兄弟姉妹の状況確認記載欄があります【★全員記入必要】

【★全員記入してください】

## 在園児以外の未就学児の兄弟姉妹の状況確認について

### 1. 在園児以外の未就学児の兄弟姉妹が

- いない ⇒記載終了です。
- いる (※これからご出産する場合も含みます。)

### 2. そのお子様の保育について (1. で「いる」と回答された方全員いずれかにチェック)

- A 保育所等を利用中
- B 幼稚園 (認定こども園の幼稚園部含む) に通園中
- C ③保育所等への令和5年度入所申込中  
(児童氏名: \_\_\_\_\_ 受付番号: \_\_\_\_\_)  
※出生前の場合は氏名を「名字+ベビー」としてください。  
※育休中で継続利用する場合は、下記のDの場合を除き、出生した児童の保育所等への令和5年度の入所申込が必要となります。  
※求職中であるが、出生した児童の1歳の誕生日まで育休扱いで継続利用を希望する場合も同様に保育所等への令和5年度の入所申込が必要となります。
- D 自宅で母親が保育する (下記いずれかにチェック)  
⇒  母親が育休中のため (1年間を超える期間で勤務先と合意 (※) しており、かつ育児休業給付金の延長申請をしない場合)  
※⑧就労証明書④No. 13. 14 で育休期間 (令和6年3月末を含むかどうか) を確認させていただきます。
- 母親が就労しながら自宅または勤務先で保育している
- E 母親以外が保育する (下記いずれかにチェック)  
⇒  認可外保育施設・企業主導型保育施設・一時預かり等のサービスを利用する
- 祖父母等の親族が保育する
- その他 (具体的に: \_\_\_\_\_ )